

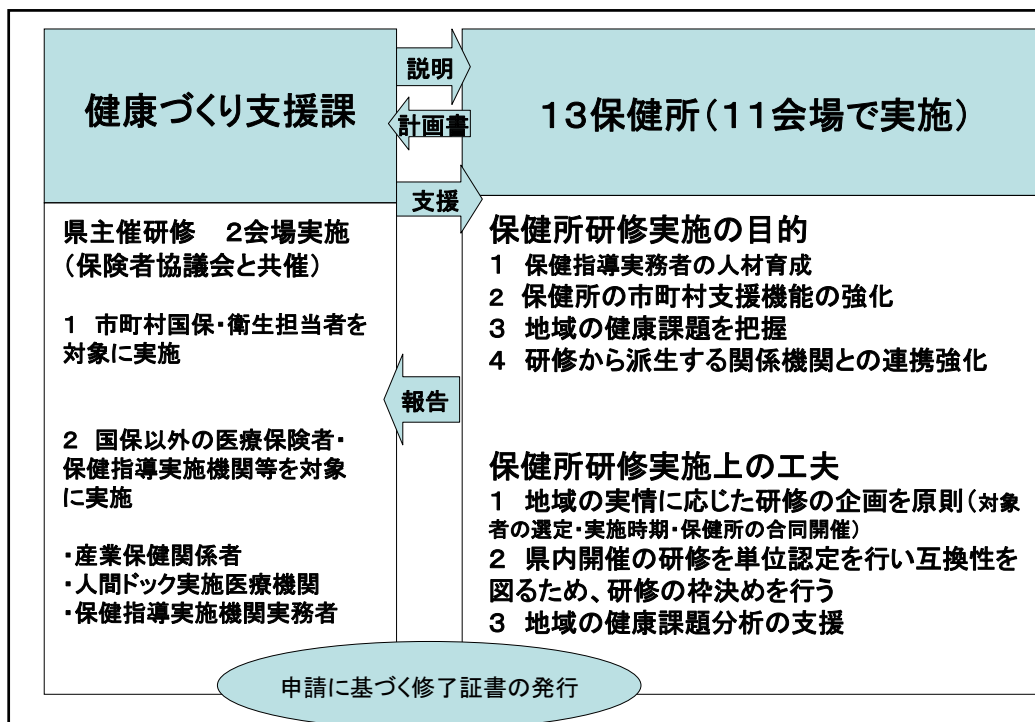
特定健診・特定保健指導の研修企画・評価

健診・保健指導に関する事例報告

埼玉県健康づくり支援課
加藤 静子

研修実施にあたり

- 健診・保健指導の研修ガイドラインに沿った研修
- 県主催研修は健康づくり支援課及び保健所が実施する
- 保健所の研修企画には地域特性を反映
- 県主催研修の研修受講単位の互換性を図る
- 研修の企画は所内・保健所間で十分に検討する
- 健康づくり支援課は保健所を支援する



生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修実施要領

1 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の円滑なる実施に向けて、医療保険者及び保健指導実施者等を対象に研修を行い生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を育成するものである。

2 実施主体

埼玉県

(健康づくり支援課及び各福祉保健総合センター・保健所が実施主体となる。)

3 対象者

次の機関・団体において特定健診等に従事する予定の者

- ・医療保険者
- ・市町村の保健衛生部門
- ・保健指導実施事業者
- ・医師会
- ・地域産業保健センター
- ・医療機関及び健診機関
- ・その他必要と認める者

<p>4 研修会の開催 健康づくり支援課は県内において特定健診等に従事する予定の者を対象に、生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修(以下「研修」という。)を年2回開催する。 福祉保健総合センター・保健所主催研修は、主として管内において特定健診に従事する予定の者を対象に研修を開催する。但し、管内からの受講者に支障がない範囲で、管外からの受講希望者を受け入れることを妨げない。</p>
<p>5 実施計画書 福祉保健総合センター及び保健所は、研修実施に当たり、健康づくり支援課が指定する期日までに、研修実施計画書(別紙1)を提出する。</p>
<p>6 実施報告書 福祉保健総合センター及び保健所は、研修が終了したときは速やかに健康づくり支援課に、研修実施報告書(別紙2)を提出する。</p>
<p>7 経費 研修の運営に要する経費は、福祉保健総合センター及び保健所の申請に基づき、予算の範囲内で令達する。</p>
<p>8 研修修了証書の発行 県主催研修受講者(20単位取得者)には、生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修修了証書(以下「修了証書」という。)を発行する。 福祉保健総合センター・保健所主催研修に関しては、生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修に関する単位認定を行う。(様式1) 20単位を取得した者は、本人の申し出により修了証書を発行する。</p>

研修単位の枠組み		
研 修 項 目	研 修 内 容	単 位
基礎編	特定健診・保健指導について ・制度の概要 ・保健指導の対象者選定と階層化 ・保健指導の考え方 ポピュレーションアプローチと連動	3単位
計画・評価編	特定健診・保健指導計画とは 保健事業展開のためのデータ分析 優先課題の設定の考え方 保健指導計画策定と効果的な支援	3単位 3単位 2単位

研修単位の枠組み

研 修 項 目	研 修 内 容	単 位
保健指導・ 技術編	行動変容につながる保健指導	3単位
	保健指導対象者のアセスメント	3単位
	対象者の自己決定を促す支援	
	・保健指導に役立つコーチング	
	・対象者にあった保健指導の実際	3単位
	個別生活習慣に関する保健指導	
	・食生活に関する保健指導	
	・運動に関する保健指導	
	・たばこ・歯科に関する保健指導	
	県内保健指導取組状況報告	

研修受講状況

- 研修受講人員 実 996人 延べ 3071人
終了証書の発行

職 種	行政	医療機関	産業保健	在宅	合 計
医師		14	1		15
保健師	221	23	17	16	277
管理栄養士	65	105	10	46	226
看護師	6	72	29	1	108
その他	1	24	20		45
合 計	293	238	77	63	671

平成19年度生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修
(健康づくり支援課主催研修)

目 的

糖尿病等生活習慣病の削減することを目標に、保健指導実務者及び医療保険者が効果的・効率的に特定健診・特定保健指導が実施するために必要な技術を習得する。

研修目標

- I 健診・保健指導の企画、立案、評価能力の育成
 - ① 特定健診・保健指導計画策定について理解する
 - ② 対象集団をアセスメントできる
 - ③ 優先課題を設定できる
 - ④ 特定健診・保健指導の結果を評価できる
 - ⑤ 地域の健康づくりに関するネットワークの必要性を理解する
- II 保健指導の知識や技術のスキルアップを図る
 - ① 健診結果と生活習慣を連動させてわかりやすく説明できる
 - ② 保健指導対象者をアセスメントし、目標設定ができる
 - ③ 目標設定に沿った保健指導計画が立てられる
 - ④ 特定健診・保健指導の結果を評価できる
 - ⑤ 適切な学習教材を選定し、開発できる

研修理解度に関するアンケート

・研修前後に受講者の自覚的理解度を把握するためアンケートを実施 (一部抜粋)

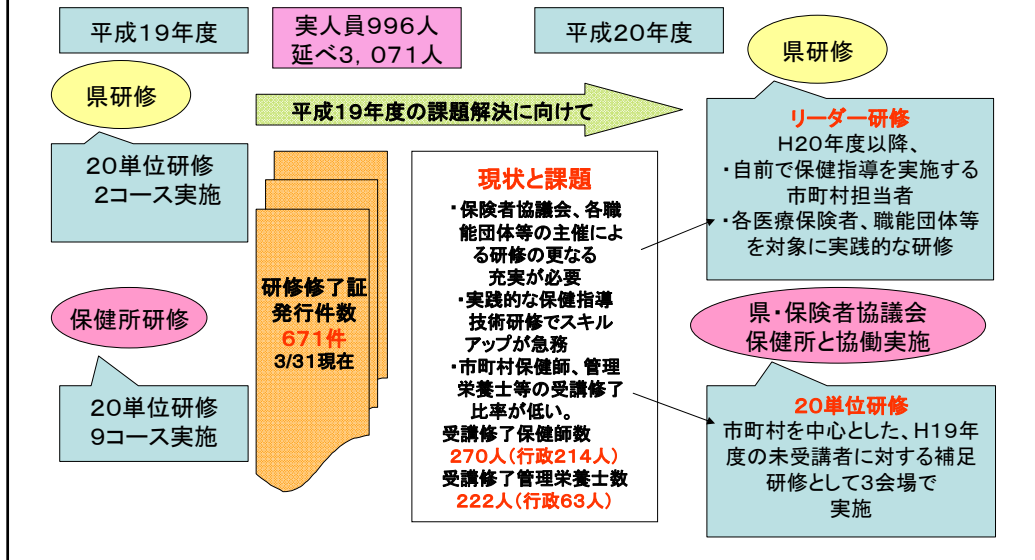
(達成目標4項目設定し、さらに34項目を設定。5段階の自覚的評価を行う)

項 目	達 成 目 標
1 特定健診・保健指導の基本的な考え方を理解し、説明できる。	
1-a	メタボリックシンドロームの概念について理解し説明できる。
1-b	特定健診・保健指導の目的について理解し説明できる。
1-c	保健指導の階層区分について理解し説明できる。
2 特定健康診査等実施計画の作成が出来る。	
2-a	健診データ分析により保険者の健康状態を把握できる。
2-b	医療費分析により保険者の疾病状況、費用等を把握できる。

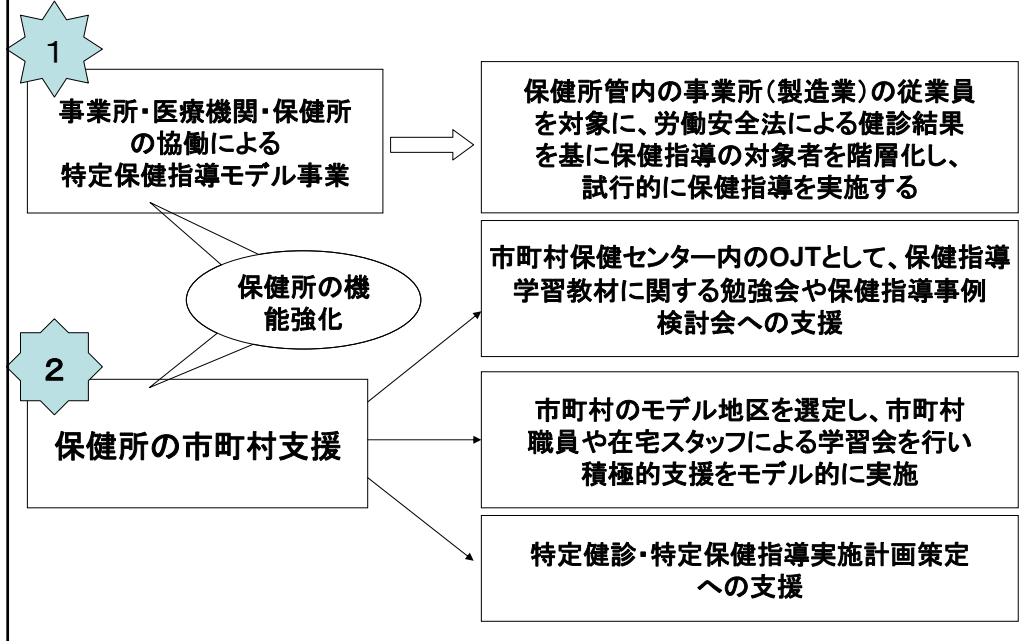
3 特定健診・特定保健指導の実際を理解し、説明できる。	
3-a	保健指導に当たり、地域の資源(施設など)が有効に活用できる。
3-b	食生活に関して、対象にあった適切な知識・技術の提供ができる。
3-c	運動に関して、対象にあった適切な知識・技術の提供ができる。
3-d	たばこに関して、対象にあった適切な知識・技術の提供ができる。
3-e	解剖生理学的理論を踏まえた保健指導ができる。
3-f	学習教材を有効に活用できる。
3-g	対象の安全性に配慮した保健指導場面が提供できる。
3-h	参加者の選定・募集などに受診率向上のための工夫ができる。
3-i	未受診者対策ができる。
4 特定健診・特定保健指導の企画・立案・評価とデータの分析が出来る。	
4-a	事業実施主体(担当部署)が明確にできる。
4-b	県、国民健康保険団体連合会、国民保険診療施設と連携が図れる。
4-c	関係部署や他機関(外部委託含む)との役割分担が明確にできる。
4-d	事業の検討会・運営委員会等を設置できる。
4-e	委託先選定にあたり、国の基準を考慮できる。

研修企画に関するプロセス評価の試み				
	評価項目	評価点数		評価基準
	I. 事業計画・実施体制について	I 総合評価		
	1. 計画の立案について ー特定健診・特定保健指導実務者研修計画ー			
	①評価の目的が明確にされているか	はい・いいえ	合計点数	1. 2. 3. 4
	②評価について協議し、方法を検討したか	はい・いいえ		
	③研修の基本方針が明確にされているか	はい・いいえ		
	④研修計画書に目的が明文化されているか	はい・いいえ		
	⑤実施主体について、関係者の考えが一致しているか、合意を得ているか	はい・いいえ		
	⑥研修プログラム作成にあたり国が示した基準を満たしているか	はい・いいえ		
	⑦研修計画に関してスーパーバイザー等の助言を得たか	はい・いいえ		
	⑧研修計画立案にあたっては県内(管内)の状況を把握したか	はい・いいえ		

生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修の課題と方針



保健所の研修企画から新たな事業展開



生活習慣病対策に関する地域・職域連携事業

